

## ○西興部村イメージキャラクター着ぐるみ使用取扱要綱

(平成28年12月14日訓令第37号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、西興部村が定めたイメージキャラクターの着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を希望する者に対して着ぐるみを貸し出すことができる。ただし、同一時期に使用希望が重複した場合、村の業務に支障を及ぼさない範囲において先着順とする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 西興部村の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 着ぐるみを営利目的で使用するおそれがあるとき。
- (7) 第7条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員(法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。)が使用し、またそのおそれがあると認められるとき。
- (9) その他、村長が使用について不適當であると認めるとき。

(使用申請)

第3条 着ぐるみを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ西興部村イメージキャラクター着ぐるみ使用申請書(第1号様式)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、緊急の場合を除き使用しようとする日の10日前までにしなければならない。

(承認)

第4条 村長は、前条の規定により使用申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に西興部村イメージキャラクター着ぐるみ使用(変更)承認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

この場合において、村長は、使用条件を付することができる。

2 村長は前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に西興部村イメージキャラクター着ぐるみ使用(変更)不承認通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第6条 使用承認期間は、着ぐるみを使用する期間とし、原則5日間以内とする。

2 着ぐるみの借受及び返却は、使用承認期間前後に速やかに行うものとする。

(遵守事項)

第7条 使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、村長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 使用者は、この使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 貸出しに伴う搬出及び搬入は、直接使用者が行い、経費が発生した場合は、使用者が負担すること。
- (4) 西興部村イメージキャラクター着ぐるみ使用マニュアル(以下「マニュアル」という。)に基づき、正しく使用すること。
- (5) 着ぐるみの改変等はしないこと。ただし、村長が認めた場合は、この限りでない。
- (6) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

- (7) 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により修理、修復すること。修理又は修復が困難な状態までに破損した場合は、使用者が実費弁償すること。返却後、破損が見つかった場合も同様とする。（使用承認の取消し）

(使用内容の変更)

第8条 使用者が、使用承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ西興部村イメージキャラクター着ぐるみ使用変更申請書(第4号様式)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めた場合は、西興部村イメージキャラクター着ぐるみ使用(変更)承認通知書(第2号様式)により通知するものとし、承認しない場合は、西興部村イメージキャラクター着ぐるみ使用(変更)不承認通知書(第3号様式)により通知するものとする。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

第9条 村長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、村長が不適當と認めたとき。

2 村長は、前項の規定により承認を取り消したときは、西興部村イメージキャラクター着ぐるみ使用承認取消通知書(第5号様式)により通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、着ぐるみを使用してはならない。

4 村は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第10条 着ぐるみの使用によって、使用者及び第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、西興部村は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

## 附 則

この訓令は、平成28年12月14日から施行する。